資料3 (共通) H23.03.25 (共通) 障害福祉サービス等に係る 事業者説明会

千葉市障害者自立支援課

平成22年度指定障害福祉サービス事業者 等の実地指導の結果について

平成23年3月25日 千葉市障害者自立支援課

1 平成22年度における実地指導及び監査対象の選定基準

(1)実地指導

原則として、当該指定等に係る事業所の所在地又は当該指定等に係る施設の設置場所が千葉市内にある指定障害福祉サービス事業者等の中から、次のとおり対象を選定する。

- ア 指定障害福祉サービス事業者等(イに該当する事業者を除く。)
 - (ア)平成21年度に指定等を受けた指定障害福祉サービス事業者等に対して実施 する。
- (イ)平成21年度及び平成20年度に実地指導を行わなかった指定障害福祉サービ ス事業者等に対して実施する。
- (ウ)平成21年度に監査を行った指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。
- イ 社会福祉法人等指導監査の対象となる事業者 原則として、保健福祉局地域福祉課監査指導室が行う社会福祉法人等指導監 査の中で実施する。
- ウ その他特に一般指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

(2)監査

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

ア 要確認情報

- (ア)通報・苦情・相談等に基づく情報
- (イ)本市、相談支援事業等に寄せられる苦情
- (ウ)介護給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- イ 実地指導において確認した情報

指導実施方針に基づき行った指導において、指定障害福祉サービス事業者等 について確認した指定基準違反等

2 実施箇所数及び実施結果

		適正	文書 指導	改善 報告	監査 切替	勧告	命令	指定 取り 消し
平成22年度 実施回数	52	13	9	29	1	0	0	0
実地指導	49	13	9	26	1	0	0	0
監査	3	0	0	3	0	0	0	0

3 主な指摘事項と適切な取扱いについて

(1)各サービス共通

- - ・ 運営規程の概要
 - ・ 従業者の勤務の体制
 - 協力医療機関(日中活動系サービス、居住系サービス)
 - 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
 - その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
- ☑イ 変更の届出を行っていない。(法第46条)

事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を千葉市長に届け出ること。

- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 管理者及びサービス提供(管理)責任者の氏名、経歴及び住所
- 運営規程
- 事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 等



事業所の所在地の変更について

- ①千葉市内から千葉市内⇒千葉市に変更届
- ②千葉市外から千葉市内⇒千葉市に新規申請

今までの所在地の指定権者に廃止届

③ 千葉市内から千葉市外⇒千葉市に廃止届

新しい所在地の指定権者に新規申請

※②、③の場合、新規申請が必要となるため、早い時期からの事前相談が必要となります。千葉市の場合、指定日は申請受付日の翌々月の1日からになります。



ウ 代理受領の通知を行っていない。(指定基準第23条)

市町村から支給を受けた介護給付費等の額を、支給決定障害者等に通知すること。

※代理受領の詳細について、下記の資料に掲載しています。 代理受領の考え方→平成21年3月27日開催・事業者説明会資料6・P11~12 代理受領通知作成例→平成22年3月25日開催・事業者説明会資料5・P5



エ 秘密保持の措置を行っていない。(指定基準第36条)

(解釈通知第三の3の(24)①②)

事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密の保持を義務付けたもの。また、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきこととする。

⇒事業所等で定める就業規則・秘密保持規定・雇用契約書等に明記し、雇用 時等に説明・同意を得ること。



オ 個人情報提供の同意を得ていない。(指定基準第36条)

(解釈通知第三の3の(24)③)

従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があること。

⇒契約書・重要事項説明書等に記載する又は情報提供同意書等を作成し、説明・同意を得ること。

カ 事業所のサービス提供記録と、給付費請求に係るサービス提供実績記録票 の内容が不整合。(指定基準第19条·53条の2)

(解釈通知第三の3の(9))

利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、下記の事項についてサービスの提供の都度記録し、利用者の確認を得ること。

- 提供日
- 提供したサービスの具体的内容
- 実績時間数
- 利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項 等

以下のような事例が見受けられましたので、御注意ください。 【訪問系サービス事業所】

・ 家事援助の内容を、身体介護として算定している。

- マッサージ、体操等で身体介護や家事援助を算定している。
- 早朝、日中、夜間の算定誤り。
- 1日の範囲内で用務を終えないものに、移動支援を算定している。

【日中活動系、居住系サービス事業所】

- 帰宅中に本体報酬を算定している。
- ・ 送迎加算及び欠席時対応加算の算定日がサービス提供記録と不整合。

(2)訪問系サービス事業所



ア 個別支援計画の作成に関する業務を、サービス提供責任者が行っていない。

サービス提供責任者は、下記の事項を明記した個別支援計画を作成し、利用 者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付すること。 また、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更すること。

- 作成年月日、作成者の氏名
- ・ 援助の方向性、目標
- ・ 介護を担当する従業者の氏名及び種別(ホームヘルパー〇級等)
- サービスの具体的内容(手順、提供方法、注意事項)・所要時間・日程
- ・ 利用者及びその同居家族の同意署名(捺印)
- 説明、交付年月日 等



イ 居宅介護事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。(指定基準第41条) (解釈通知第三の3の(28))

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

(3)居住系、日中活動系サービス事業所



ア 個別支援計画の作成に関する業務を、サービス管理責任者が行っていない。

管理者は、サービス管理責任者に下記の手順で個別支援計画の作成に関する業務を担当させること。

- ①アセスメント及び支援内容の検討
- ②個別支援計画の原案の作成
- ③サービス提供担当者会議を開催し、原案について意見を求める
- ④原案の内容について、利用者及びその家族に説明、文書により同意を得る
- ⑤利用者に個別支援計画を交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握
- 定期的に利用者に面接する
- 定期的にモニタリングの結果を記録する
- ⑦6月に1回以上見直す(自立訓練、就労移行支援については3月に1回以上)

【個別支援計画に記載すべき事項】

- 利用者及びその家族の生活に対する意向
- 総合的な支援の方針
- 生活全般の質を向上させるための課題
- ・ 目標及び達成時期
- サービスを提供する上での留意事項 等



イ 人員配置基準等を満たしていない。

【事例1】

共同生活介護サービス費(Ⅱ)を算定している事業所の世話人は、常勤換算方法で利用者の数を5で除した数以上配置することとされているが、当該要件を満たしていない月が確認された事例。

【事例2】

共同生活援助事業所の世話人は、常勤換算方法で利用者の数を10で除した 数以上配置することとされているが、従業者全員が他の事業の従業者と兼務し ており、当該従業者としての勤務時間が管理されておらず、人員配置基準を満 たしていることが確認できなかった事例。

【事例3】

福祉専門職員等配置加算(II)を算定している事業所において、直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、勤続3年以上従事している従業者の割合が30パーセントに満たない事例。

⇒事業所の体制について加算等が算定されない状況が生じた場合又は加算等が 算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

4 平成23年度における実地指導及び監査について

来年度も、90箇所程度の事業所にお伺いする予定です。 その際は、ご協力をお願いいたします。